

社会福祉法人芳春会 評議員・役員の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芳春会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員、役員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、法第45条の8第4項より準用する一般法人法第196条、16第4項より準用する一般法人法第89条、18第3項より準用する一般法人法第105条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人の評議員及び役員は無報酬とする。

(費用の弁償)

第4条 この法人は、評議員及び役員がその職務遂行に要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については別に定める旅費規程に準じて支給することができる。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。